

大阪広域水道企業団監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第1項及び第5項の規定により執行した監査の結果を、同法第292条において準用する同法第199条第9項の規定により公表する。

令和6年2月6日

大阪広域水道企業団監査委員 小林 依子
同 石橋 一登

1 監査の概要

(1) 監査の範囲

監査対象工事の執行

(2) 監査対象

監査対象機関	監査対象工事
南部水道事業所	送水管布設工事（阪南岬送水管・阪南市ほか）2工区

(3) 監査の実施日

令和5年12月15日

(4) 監査の実施方針

監査対象工事の計画、設計、積算、施工等が適正かつ経済的・効率的に行われているかを主眼として、技術的な視点で監査した。

2 監査の結果

監査対象工事の執行は、監査実施日時点においておおむね適正であることを認めた。

3 問合せ先

〒540-0012 大阪市中央区谷町二丁目3番12号 マルイト谷町ビル3階

(TEL (06) 6944-6872)

大阪広域水道企業団監査委員事務局